東京農工大学学則の一部改正

<table>
<tr><th>現行</th><th>改正</th><th>改正理由</th></tr>
<tr>
<td>本則
（附属施設）
第９条　本学に、次表のとおり学部附属の教育施設又は研究施設を置く。
<table><tr><th>学部名</th><th>附属施設名</th></tr><tr><td>農学部</td><td>広域都市圏フィールドサイエンス教育研究センター
動物医療センター
硬蛋白質利用研究施設
フロンティア農学教育研究センター
国際家畜感染症防疫研究教育センター</td></tr><tr><td>工学部</td><td>ものづくり創造工学センター</td></tr></table></td>
<td>本則
（附属施設）
第９条　本学に、次表のとおり学部附属の教育施設又は研究施設を置く。
<table><tr><th>学部名</th><th>附属施設名</th></tr><tr><td>農学部</td><td>広域都市圏フィールドサイエンス教育研究センター
動物医療センター
硬蛋白質利用研究施設
フロンティア農学教育研究センター
感染症未来疫学研究センター</td></tr><tr><td>工学部</td><td>ものづくり創造工学センター</td></tr></table></td>
<td>国際家畜感染症防疫研究教育センターを感染症未来疫学研究センターに改組するため</td>
</tr>
</table>

附　則（令和３年４月１日教規則第１号）

この規則は、令和３年４月１日から施行する。